

武蔵野市地域子育て支援拠点事業 事業運営仕様書

1 事業の目的

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大に対応し、地域において子育て家庭の交流等を促進する子育て支援拠点を設置することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

2 事業開始時期

令和5年度中（令和6年3月31日まで）に開始できることとする。

※開設予定物件の整備の完了が次年度になる（ことが見込まれる）場合は、必ず市へ事前相談してください。

3 事業の概要

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第6項に基づき実施される事業とする。

（1）基本事業

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

（2）地域支援

地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下①～④のいずれかの取組みを月1回以上実施すること。

- ①高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組み
- ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組み
- ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組み
- ④本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで、地域とのつながりを継続的に持たせる取組み

4 その他

（1）事業の対象

妊娠期を含む0歳～未就学児の子育て家庭（保護者とその子ども）とする。

(2) 実施場所

空き店舗、子育て支援のための施設、保育所、民家、マンション又はアパートの一室等、子育て親子が集うに適した場所で実施すること（複数の場所ではなく、拠点となる場所を定めること）。

【耐震について】

- ・昭和 56 年 6 月以降の建物（木造住宅含む）については、建築確認済証または検査済証の確認ができること。昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建物の場合は、下記の耐震基準を満たすこと。

○鉄筋コンクリート造、鉄骨造、その他… I_s 値 0.6 以上

○木造・・・・・・・・・・・・・・・・・・ I_w 値 1.0 以上

※現状の耐震性能が不明な場合は耐震診断を行い、基準を満たさない場合には開設までに基準を満たす耐震改修を行うこと。

【消防等について】

- ・避難経路を確保し、開設前に武蔵野消防署の指導を受けること。
- ・実施場所が 2 階以上の場合は、エレベーターの有無等を確認し、利用者に配慮すること。
- ・ベビーカー置場及び駐輪スペースに配慮すること。

(3) スペース及び設備

おおむね 10 組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さ（40 m²程度）を有する専用のスペースを確保し、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具、その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないよう必要な設備を設置すること。

※授乳コーナーは、親子が安心して授乳できるスペースが確保されていれば可。

※ベビーベッドそのものの設置が難しい場合、乳幼児の安全が確保されていれば子ども用布団等での対応も可。

(4) 実施日時

週 5 日以上、かつ 1 日 5 時間以上開設すること。

(5) 職員配置

子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育てひろば事業に一定の知識及び経験を有する専任の者を 2 名以上配置し、かつうち 1 名以上を常勤とすること。

※常勤とは、週 5 日以上勤務し、所定労働時間内のフルタイムでひろば事業に専ら従事する者とする。

(6) 安全配慮及び保険加入

利用者の安全に十分配慮すること。運営事業者の責任において利用者その他第三者に損害を与えた場合はその損害を賠償することとし、そのために必要な保険に加入すること。

5 全般的事項

(1) 関係法令の遵守

事業の運営にあたっては、児童福祉法、子ども・子育て支援法、地域子育て支援拠点事業実施要綱、その他関係法令を遵守すること。

(2) 施設長の配置

事業を統括する常勤の施設長を1名配置すること（配置職員に含めることは可能）。

(3) 実績報告等

運営事業者は、会計年度ごとの実績報告を当該会計年度の終了後30日以内に市に提出することとする（武蔵野市地域子育て支援拠点事業運営費補助金交付要綱参照）。

6 会計事項

(1) 補助金は予算の範囲内で交付する。

(2) 事業者は、毎年、武蔵野市地域子育て支援拠点事業運営費補助金交付申請書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出し、補助金の申請を行うこととする。

(3) 補助金は、所定書類の提出を受けて審査・交付決定をした上で、所定の手続きによる請求を受けて年額（概算払い）を4回に分けて交付する（開設準備経費は初回に合算）。ただし、開設初年度は年度途中の開設となるため、実施月による按分を行った上で、一括で概算払いを行う。

(4) 補助金の交付にあたっては、市の定める補助金交付要綱及び補助金交付規則を遵守するものとする。

支払い時期	4月	7月	10月	1月
交付金額	運営費年額1/4	運営費年額1/4	運営費年額1/4	運営費年額1/4

【注意事項】

- ・ 交付金額は概算払いとし、補助対象経費の実支出額と比べて少ない方の額とする。支出を明らかにした上で生じた残金は市に返還すること。
- ・ 年度途中から事業を実施する場合、運営費については実施月数で按分を行うものとする。
- ・ 補助対象経費は、他の助成金・補助金等の交付対象となっていないものとする。

7 その他

この仕様書に定めのないものは、市と運営事業者が協議のうえ決定する。